

## 「中小企業デジタル化推進支援事業」業務委託仕様書

## 1 目的

県内中小企業等のデジタル技術・RPA・IoT及びクラウドツールの利活用を促進するため、デジタル技術等の導入を希望する県内中小企業等に対し、導入計画の策定を支援するとともに、こうした取組みの横展開を図る業務を委託するもの。

## 2 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

## 3 業務委託の内容

業務の実施にあたっては、ITコーディネーターの資格を有する者を、必ず1名以上従事させること。また、(公財)かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）と定期的に情報共有を図るとともに、各種支援機関の活用も考慮しながら業務を行うこと。

- (1) 知識を深めるための相談会（セミナー）の開催、個別コンサルティング企業の募集
  - ・相談会（セミナー）をデジタル技術・RPA・IoT（いずれかの技術）で1回、クラウドツール活用実践で1回（合計2回）するとともに、(3)の個別コンサルティングを希望する企業を募る。
  - ・企業の募集にあたっては、広報活動（セミナー等での案内、事業用チラシの配布及びSNS広告等）及び、金融機関等へのセミナー集客依頼及び個別支援の紹介依頼を行うこと。
- (2) 事前調査の実施
  - ・(3)の個別コンサルティングを希望する企業の事前調査を（20社程度）行い、デジタル技術等の導入により、生産性向上等が見込まれる対象企業を絞り込む。また、生産性向上等に他の方法が適切な企業の場合は、そのアドバイスをを行い、必要に応じて各種支援機関との連携を図ること。
  - ・事前調査を実施する企業数は20社を上限とするが(3)の個別コンサルティング実施回数の実績が少ない場合には、20社を超えて調査できるものとする。なお、事前調査実施企業数の実績により委託料を調整する。
- (3) 個別コンサルティングの実施
  - ・デジタル技術等の導入により、生産性向上等が見込める企業に対して、個別コンサルティングを実施し、導入計画を作成する。（20社程度）
  - ・個別コンサルティング実施回数は、各社ごとに5回程度（各半日程度を想定、合計100回程度（(2)と(3)合計で120回を上限））とする。
  - ・個別コンサルティング回数は、企業間で調整できるものとする。ただし、1社あたりの個別コンサルティング回数は10回を上限とする。なお、個別コンサルティング実施回数の実績により委託料を調整する。

#### (4) 報告会の開催

- ・個別コンサルティングの実施状況（生産性向上等の試算等）を広く説明する報告会を開催し、デジタル技術等の未導入企業に対して導入を促すとともに、県及び受託事業者のHPで公表できるよう成果を取りまとめることでデジタル技術等導入のノウハウの共有化や導入意欲の向上を図る。
- ・実施回数は1回とする。

#### (5) 導入計画の策定

- ・導入計画の策定にあたっては、導入費用と導入による生産性向上効果等を明示し、計画の実行性を担保すること。

#### (6) 備考

- ・相談会（セミナー）、報告会の開催については、Zoom等のリモートセミナーツールを活用するなど参加企業の利便性を考慮すること。
- ・事前調査、個別コンサルティングを実施する企業の選定は、財団と協議を行った上で決定すること。
- ・業務終了後も、事前調査、個別コンサルティングを実施した企業からの相談には、適切に対応すること。

## 4 その他

#### (1) 実績報告書の作成

業務終了後、10日以内の実績報告書（必須内容は契約時に提示）を提出すること。

#### (2) 再委託の制限

原則、受託者から第三者に対し、業務の全部又は一部を委託、又は請け負わせることは認めない。ただし、あらかじめ書面にて財団と協議し、承認を得たときはこの限りではない。

#### (3) 個人情報の保護

当該業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律など関係法令を遵守すること。

#### (4) 法令等の遵守

労働関係法令その他、業務の実施にあたり関連する法令を遵守すること。

#### (5) 業務実施に付帯するその他の業務

本仕様書に記載のない事項については、財団と受託者がその都度協議し決定するものとする。